

茨城県の特定（産業別）最低賃金が令和5年12月31日より改正されます

特定業種に従事する労働者とその使用者に適用される最低賃金が、下記一覧表のとおり改正決定されました。

なお、次の（１）から（３）に掲げる者等については特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、茨城県最低賃金（時間額 953円）が適用されます。

- （１）18歳未満又は65歳以上の方
- （２）雇入れ後6月未満の方であって、技能習得中の方
- （３）清掃、片付けの業務に主として従事する方

茨城県の特定（産業別）最低賃金一覧表

特定最低賃金名	時間額
鉄 鋼 業	1,046円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（機械器具製造業等）	1,005円
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業（電気・精密機械器具等製造業）	1,002円

効力発生日：令和5年12月31日

なお、各種商品小売業の特定最低賃金については、令和5年度は改正が行われません。そのため、令和5年10月1日から茨城県最低賃金（時間額953円）が適用されています。

詳細については、茨城労働局 賃金室（Tel.029-224-6216）又は最寄りの労働基準監督署 までお問い合わせください。



茨城労働局ホームページのQRコード